

各 教 育 局 長 様
各 道 立 学 校 長

学 校 教 育 局 長

「さあチェック (SA-Check (セーフティ&アクションチェック))」の活用について
(通知)

児童生徒の健康観察等については、令和3年(2021年)2月16日付け教健体第988号通知等に基づき、毎日の検温など、健康管理を徹底していただいているところですが、今後、いかなる状況においても、学校が平常の教育活動を継続できるようにするため、これまでの健康観察に加え、平素の授業や、学校行事、部活動等の実施前などに、児童生徒の行動等をGoogleフォームを活用して確認することができるシステム「さあチェック (SA-Check セーフティ&アクションチェック)」(以下、「さあチェック」という。)を構築し、運用することとしました。

つきましては、各学校において、児童生徒の安心・安全な教育活動を保障するため、別添『さあチェック』フォーム活用手順」及び【参考】「自校の生徒への周知方法について(例)」を参照し、次のとおり活用願います。

記

1 「さあチェック」の活用例

本システムが、児童生徒の主体的な感染症対策の取組を促すものとなるよう、次のような取組を参考とすること。

【取組例】

- ・朝のホームルーム活動において、係が「さあチェック [everyday]」未入力の生徒に対して入力と呼びかける。
- ・月曜日の昼休みにおいて、放送局等が「さあチェック [everyweek]」への入力と呼びかけ、全校で行う。
- ・部活動等のミーティングにおいて、代表生徒が「さあチェック [部活動用]」への入力と呼びかけ、部活動全体で行う。
- ・学校行事前のホームルーム活動(学年集会等)において、生徒会役員が「さあチェック [学校行事用]」への入力と呼びかけ、学年全体で行う。
- ・修学旅行前のホームルーム活動(学年集会等)において、係が「さあチェック [修学旅行用]」への入力と呼びかけ、学年全体で行う。

2 「さあチェック」の活用にあたっての留意事項

(1) 児童生徒等への周知について

児童生徒及び保護者への周知の際は、別紙「みんな安心『さあチェック (SA-Check セーフティ&アクションチェック)』について」を活用すること。

なお、周知の際にQRコードを活用する場合は、各学校で作成すること。

(2) 各学校における活用の工夫について

各チェック項目は、Googleフォームを活用して学校において編集することが可能。学校独自の項目を追加するなどして、本システムの形骸化を防ぐ工夫を図ること。

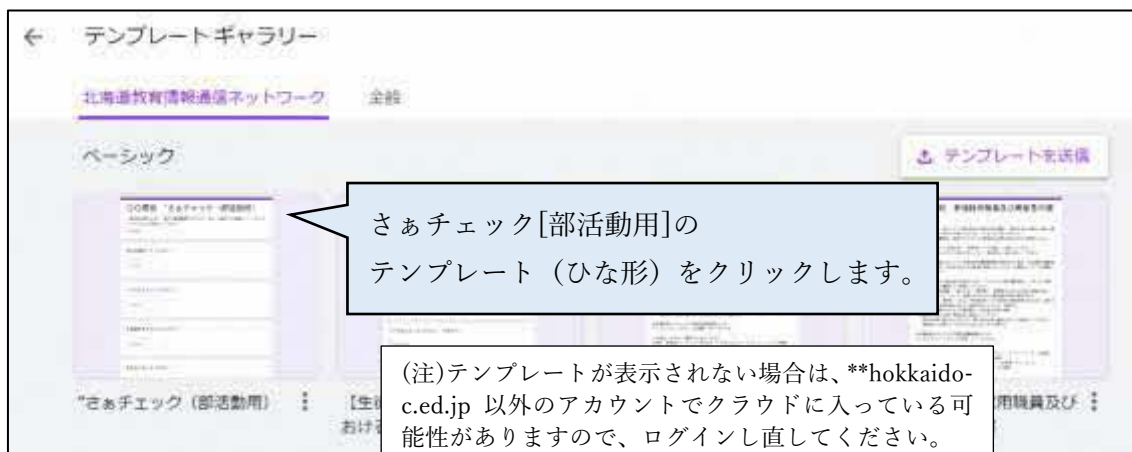
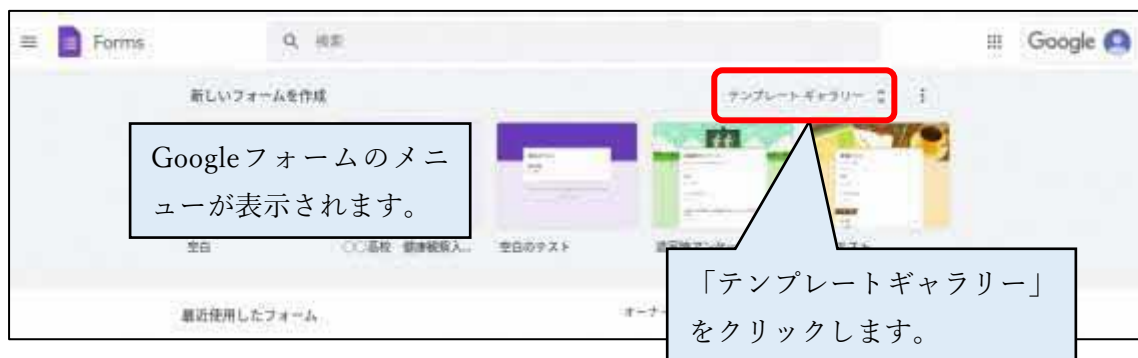
高 校 教 育 課
特 別 支 援 教 育 課
健 康 ・ 体 育 課
I C T 教 育 推 進 課

「さあチェック」フォーム活用手順

学校で活用しやすいように、「さあチェック」フォームのひな形（Google フォーム・テンプレート）を作成しましたので、手順を示します。

ここでは、「さあチェック[部活動用]」を例に説明しています。さあチェック[everyday][everyweek][学校行専用][修学旅行用]についても、同様の手順になります。

①フォーム作成者は、Googleにアクセスして、必ずGWS のアカウント（**@hokkaido-c.ed.jp）でログインしてください。



②編集後ここでプレビューできます。(新しいタブが開く)

①編集画面になりますので、〇〇高校に学校名を入力してください。以下のメニューはこのまま使用できます。(学校で設問を編集することができます。)

〇〇高校 さあチェック[部活動用]

③編集完了後この設定アイコンをクリックします。

設定アイコンをクリックすると下のメニューが表示されます。

「北海道教育情報通信ネットワーク・・・」の項目を OFF にします。同様に「回答を1回に制限する」の項目も OFF にします。これで GWS のアカウントを持たない生徒からもアクセスできるようになります。

編集が完了したら送信ボタンをクリックすると、このメニューが表示されます。

フォームを送信

メールアドレスを収集する

送信方法

リンク
https://docs.google.com/f

URL を短縮

キャンセル

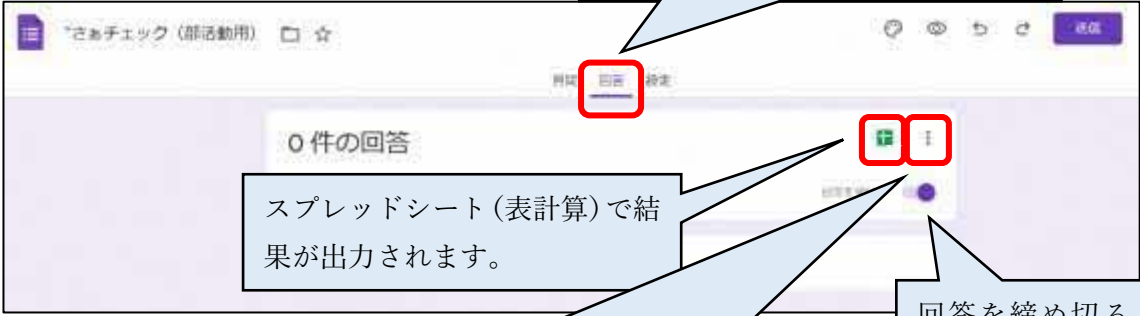
フォームの URL をコピーして回答者に周知したい場合

URL をコピー・ペーストできます。その際、回答者以外に知られることがないように留意してください。

「URL を短縮」にチェックを入れると簡易表示になります。

以上でフォームの準備は完了です。URL を対象の生徒に周知するなどして活用してください。URL を QR コードにするとスマートフォンからもアクセスしやすくなります。

結果の集計について以下のとおりです。



The screenshot shows a Google Form results page with the following callouts:

- 「回答」をクリックするとリアルタイムで回答が表示されます。
- 0件の回答
- スプレッドシート(表計算)で結果が出力されます。
- データを削除したい場合は、このメニューから「すべての回答を削除」をクリックします。
- 回答を締め切ることができます。

出力されたスプレッドシート(表計算)データを加工することが可能ですので、学校において、適宜編集してご利用ください。

- Google フォームの簡単な使用法は、ICT 活用ポータルサイトに掲載している ICT 活用ミニハンドブック「Google フォームでアンケート編」を参照してください。

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ict/handbook.html>



【参考】

自校の生徒等への周知方法について（例）

- 自校の生徒等へ、みんな安心「さあチェック」についてを周知する方法は、主に次の方法が考えられます。

方法1 Google フォームのURLやQRコードを一覧にした「さあチェック」についてのプリント（PDFファイル）を作成し、Google Classroomに掲載して周知する方法

方法2 「さあチェック」についてをパスワード付きのPDFファイルに変換して、学校のウェブページに掲載する方法（パスワードは自校生徒に周知）

方法2のイメージ

① クリックするとパスワードが求められるので、パスワードを入力して「OK」をクリックする。

② 「さあチェック」についてが開く

ウェブページに掲載する際は、自校の生徒だけが入力できるようにパスワードを設定するなどセキュリティを確保してください。

方法3 「さあチェック」についてをプリント（ペーパー）を生徒等に配付して周知する方法
※ 方法1、方法2が難しい場合の方法

- 「方法2」におけるパスワード付きのPDFファイル作成手順
※ この手順は、Word2016で作成したものです。バージョンによって手順が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

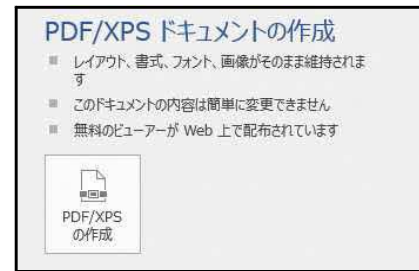
- 1 「ファイル」をクリックします。
※ 後ほどファイルを修正することが想定される場合は、あらかじめファイル種類をWord文書型式で保存し、その保存したファイルに対して、この手順を実行してください。



- 2 「エクスポート」をクリックします。



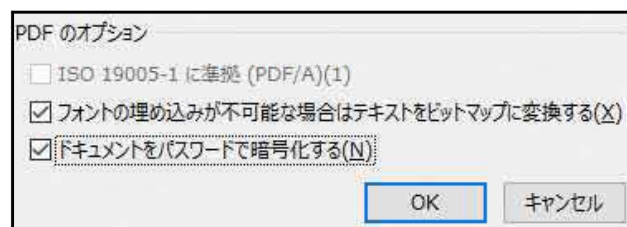
3 「PDF/XPSの作成」をクリックします。



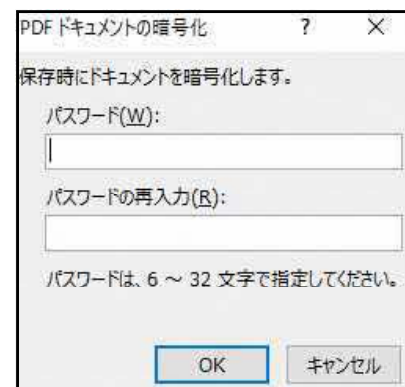
4 「オプション」をクリックします。



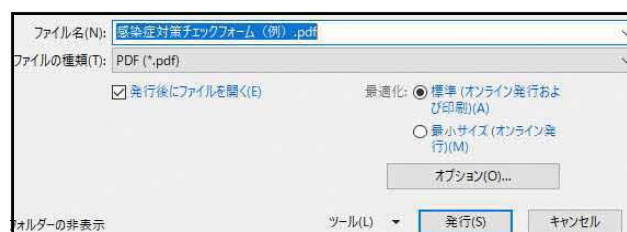
5 ドキュメントをパスワードで暗号化するにチェックを入れます



6 設定するパスワードを入力します。

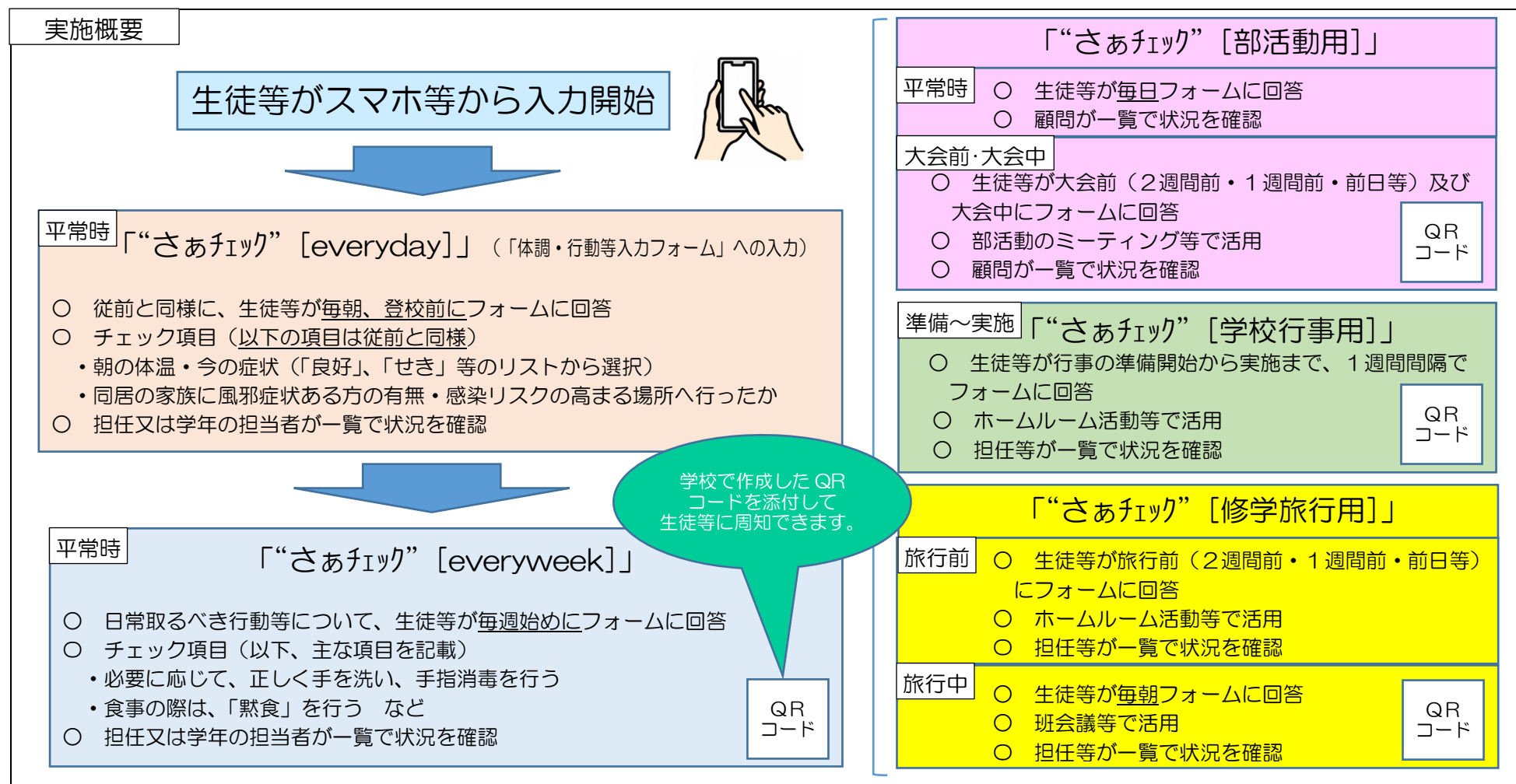


7 発行をクリックします。



みんな安心「さあチェック (SA-Check セーフティ&アクションチェック)」について

趣旨 いかなる状況においても、平常の教育活動を継続できるようにするため、Google フォーム(以下、「フォーム」という。)を活用した行動観察等により、感染予防及び感染拡大防止を図ります。



Google フォーム

「さあチェック [everyweek]」

【平常等】※毎週始めに回答、※項目は追加が可能

必要に応じてこまめに、正しく手洗い、手指消毒を行っている。	<input type="checkbox"/>
教室等では、換気が適切に行われている。	<input type="checkbox"/>
食事の際は、「黙食」で行っている。	<input type="checkbox"/>
友人等と食べ物や私物を共有しないようにしている。	<input type="checkbox"/>
友人等と大声で話したりしないようにしている。	<input type="checkbox"/>
人との距離が近くなるように注意している。	<input type="checkbox"/>
体育や実習等の着替えの場面でマスクを着けて行っている。	<input type="checkbox"/>
着替えの際は、更衣室使用を分けるなど、密を避けている。	<input type="checkbox"/>
学校帰りに、友人等と会食等をせずに帰宅している。	<input type="checkbox"/>

Google フォーム

「さあチェック [部活動用]」

【平常時】※項目は追加が可能

就寝時間を確保するなど、体調管理に努めている。	<input type="checkbox"/>
活動中、(競技等の性質上、マスクを外すことが認められている場合を除き)基本的にマスクを着けている。	<input type="checkbox"/>
体育館や教室、更衣室等の換気を適切に行っている。	<input type="checkbox"/>
共有物の消毒を適切に行っている。	<input type="checkbox"/>
給水ボトル等は共有していない。	<input type="checkbox"/>
競技以外で、人との距離が近くなるようにしている。	<input type="checkbox"/>
更衣室での密を避けるとともに、マスクなしの会話をしないようにしている。	<input type="checkbox"/>
体調に変化があれば、すぐに顧問等に報告するようにしている。	<input type="checkbox"/>

【大会前・大会中】※大会中は「理解」を「徹底」と読み替えること

就寝時間を確保するなど、体調管理に努めることを理解(徹底)している。	<input type="checkbox"/>
活動中、(競技等の性質上、マスクを外すことが認められている場合を除き)基本的にマスクを着けることを理解(徹底)している。	<input type="checkbox"/>
共有物の消毒を適切に行うことを理解(徹底)している。	<input type="checkbox"/>
給水ボトル等は共有しないことを理解(徹底)している。	<input type="checkbox"/>
競技以外で、人との距離が近くなるようにすることを理解(徹底)している。	<input type="checkbox"/>
更衣室、控室、ベンチ等での密を避けるとともに、マスクなしの会話をしないようにすることを理解(徹底)している。	<input type="checkbox"/>
応援等で大声を出さないようにすることを理解(徹底)している。	<input type="checkbox"/>
会場で定められた動線(人の動き)を守ることを理解(徹底)している。	<input type="checkbox"/>
大会中、チームメイト以外の知人との接触や会食等を避けることを理解(徹底)している。	<input type="checkbox"/>
感染予防上、入浴は基本的にシャワーを使用することを理解(徹底)している。	<input type="checkbox"/>
体調に変化があれば、すぐに顧問等に報告することを理解(徹底)している。	<input type="checkbox"/>
大会等で定める感染症対策ガイドラインの内容について顧問から説明を受け、理解(徹底)している。	<input type="checkbox"/>

Google フォーム

「さあチェック [学校行事用]」

【実施前】※項目は追加が可能

日頃から、就寝時間を確保するなど、体調管理に努めている。	<input type="checkbox"/>
(活動の性質上、マスクを外すことが認められている場合を除き) 常にマスクを着用することを理解している。	<input type="checkbox"/>
活動場所における換気が適切に行われている。	<input type="checkbox"/>
応援などで大声を出さないようにすることを理解している。	<input type="checkbox"/>
人との距離が近くなるようにすることを理解している。	<input type="checkbox"/>
体調に変化があれば、すぐに担任等に報告することを理解している。	<input type="checkbox"/>
学校行事の実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の内容について説明を受け、理解している。	<input type="checkbox"/>

Google フォーム

「さあチェック [修学旅行用]」

【旅行前・旅行中】※旅行中は、「理解」を「徹底」と読み替えること。
※項目は追加が可能

就寝時間を確保するなど、体調管理に努めることを理解（徹底）している。	<input type="checkbox"/>
常にマスクを着用することを理解（徹底）している。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて、手洗い、手指消毒を行うことを理解（徹底）している。	<input type="checkbox"/>
食事は「黙食」で行うことを理解（徹底）している。	<input type="checkbox"/>
友人等と食べ物や私物を共有しないことを理解（徹底）している。	<input type="checkbox"/>
感染予防上、入浴は基本的にシャワーを使用することを理解（徹底）している。	<input type="checkbox"/>
人との距離が近くならないようにすることを理解（徹底）している。	<input type="checkbox"/>
体調に変化があれば、すぐに担任等に報告することを理解（徹底）している。	<input type="checkbox"/>
旅行業者等が定める新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドラインの内容について説明を受け、理解（徹底）している。	<input type="checkbox"/>

事 務 連 絡
令和4年(2022年)9月12日

各 教 育 局 教 育 支 援 課 長
各 道 立 学 校 副 校 長 ・ 教 頭 様
札幌市を除く市町村教育委員会次・課長
(札幌市を除く各市町村立学校副校長・教頭)

北海道教育庁学校教育局高校教育課 課長補佐 古御堂 徹
北海道教育庁学校教育局義務教育課 課長補佐 森 田 靖 史
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課 課長補佐 仙北谷 逸 生
北海道教育庁学校教育局健康・体育課 課長補佐 尾 形 友 秀

修学旅行等における新型コロナウイルス感染症対策について

このことについては、令和4年8月26日付け教義第491号通知「修学旅行等の実施について」に基づき対応いただいているところですが、今般、修学旅行で感染が拡大したと思われる事例が複数校で発生しております。

つきましては、特に次の点に留意して、子どもたちにとって、安心・安全な修学旅行等の実施に努めるようお願いします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 実施前

- (1) 旅行者等と連携し、旅行中に濃厚接触者及び感染が判明した場合、又は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合などの対応方法を十分シミュレーションすること。
- (2) 宿泊地や見学地等を所管する保健所や医療機関等の連絡先を確認すること。
- (3) 同居の家族も含めて、健康観察や体調管理を徹底すること。

2 実施中

- (1) 同居の家族が陽性となり、濃厚接触者となった場合、同居の家族が居住する地域を所管する保健所等の指示に従うこと。
- (2) 旅行中に感染が判明した場合は、感染の可能性のある者をリストアップし、対応について、宿泊地や見学地等を所管する保健所や医療機関に相談し、その指示に従うこと。なお、現地の保健所や医療機関に相談することが困難な場合は、学校医や現地の相談センター等に相談し、その指示に従うこと。

3 実施後

- (1) 7日間は健康観察に努め、未診断の風邪等の症状がある場合は、保健所や医療機関、又は学校医等に相談し、その指示に従うこと。
- (2) 帰着後2日以内に発症し、陽性が判明した場合は、旅行業者等と連携し、見学先や宿泊施設、交通機関等に連絡すること。

【関係通知】

- ・令和4年8月26日付け教義第491号通知「修学旅行等の実施について」
- ・令和4年4月14日付け教高第125号通知「令和4年度における修学旅行等について」
- ・令和3年10月11日付け教義第683号通知「修学旅行等の実施について」

〔 高校教育指導係
義務教育指導係
特別支援教育指導係
健康・体育指導係 〕

教 義 第 4 9 1 号
令和4年(2022年)8月26日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局義務教育課長 新 居 雅 人
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 山 城 宏 一
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美

修学旅行等の実施について(通知)

このことについては、令和4年4月14日付け教高第125号通知「令和4年度における修学旅行等について」に基づき対応いただいているところですが、修学旅行等に当たっては、引き続き感染症対策の徹底を図り、児童生徒の健康・安全を十分に考慮した上で、可能な限り実施できるようにすることが重要です。

つきましては、今後、修学旅行等を実施する学校においては、令和4年4月14日付け教高第125号通知を改めて確認いただき、感染症対策を徹底した上で、適切に対応するようお願いいたします。

なお、事前、旅行中及び事後の対応については、引き続き令和3年10月11日付け教義第683号通知「修学旅行等の実施について」を踏まえるとともに、旅行先の感染状況により、現地の保健所・医療機関に相談することが困難な場合は、学校医や現地の相談センター等に相談し、その指示に従うようお願いいたします。

また、別添のとおり、これまでに道教委が把握している修学旅行等における効果的な対応の事例をまとめましたので、併せて確認いただくようお願いいたします。

(義務教育指導係)
(高校教育指導係)
(特別支援教育指導係)

修学旅行等における効果的な対応例

(2022.8.26 北海道教育委員会)

これまでに道教委が把握している事例を基に、感染拡大につながった可能性が高いと考えられる主な要因と効果的な対応を行った教職員の声をまとめましたので、参考にしてください。

【感染拡大につながったと考えられる主な要因】

- 旅行中に児童生徒が体調不良を訴えたが、**一時回復したことから、他の児童生徒と行動**を共にした。
- 自主研修中の**昼食時において、マスクを外した状態で会話**をするなど、感染防止対策を十分に講じなかった。
- 旅行中に児童生徒の陽性が判明した際、**保健所への連絡及びリストアップに時間を要し**、対応が遅れた。

【効果的な対応を行った教職員の声】

- 宿泊施設に**入館する前のバス車中で児童の検温・健康観察**をしたところ、発熱した児童が1名おり、「修学旅行等における宿泊施設入館前情報共有シート」を活用して**宿泊施設と情報を共有し、すぐに別室を用意**していただきました。
- **自主研修時の行動について、生徒に十分に指導**を行いました。特に、**昼食中も会話の際はマスクを着用**するよう指導を徹底することが大切だと感じました。
- 旅行中に児童の陽性が判明した際、**保健所と連絡が繋がらなかった**ので、**事前のシミュレーションどおり、学校医に連絡し、リストアップなどの対応をすぐに行う**ことができました。
- 帰校後、生徒の陽性が判明したこと等の**宿泊先への連絡については、旅行業者や教育委員会と連携**を図って対応しました。



<参考通知>

- ・「令和4年度における修学旅行等について」
(R4.4.14付け教高第125号通知)
- ・「修学旅行等の実施について」
(R3.10.11付け教義第683号通知)



教 高 第 1 2 5 号
令和4年（2022年）4月14日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局長 堀 本 厚

令和4年度における修学旅行等について（通知）

このことについては、令和4年3月18日付け教健体第2292号通知「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき対応いただいているところですが、道内外の新規感染者数は、高止まりの傾向にあり、引き続き、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校の教育活動を継続し、子ども一人一人の学びを保障していくことが重要です。

つきましては、修学旅行や宿泊研修などの宿泊を伴う行事の実施においては、衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策の徹底を図り、児童生徒の健康・安全を十分に考慮した上で、次の留意事項を踏まえ、適切に対応するようお願いいたします。

記

- 1 修学旅行等の教育的意義を踏まえ、可能な限り実施できるようにすること。その際、感染が拡大している地域を旅行先や宿泊先とすることや、感染リスクの高い活動を実施することについて慎重に検討すること。
また、保護者の意向を十分踏まえるとともに、旅行先の受入れの可否などについても確認すること。
- 2 実施に当たっては、児童生徒が道内の歴史や文化について学びを深める機会とすることができるようにし、特に、小・中学校においては、学習指導要領等において、現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌについて取り扱うよう示されていることも踏まえ、「ウポポイ」などの施設の活用のほか、世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」などの歴史・文化について学習できる教育資源の活用も検討すること。
なお、道内で実施する修学旅行等については、道が実施する教育旅行支援事業支援金（貸切バス等の追加借上、宿泊部屋数増への支援）の活用が可能であること。
- 3 市町村教育委員会においては、令和4年4月以降に予定していた修学旅行等を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であることから、首長部局と相談の上、適切に対応すること。
- 4 令和3年10月11日付け教義第683号通知「修学旅行の実施について」及び令和3年11月30日付け事務連絡「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」に基づき、感染症対策を徹底すること。特に、修学旅行中の児童生徒の体調変化に留意し、検温・健康観察を行うとともに、別添「修学旅行等における宿泊施設入館前情報共有シート」を活用し、宿泊施設等と情報共有すること。

（ 高 校 教 育 課 ）
（ 義 務 教 育 課 ）
（ 特 別 支 援 教 育 課 ）

修学旅行等における宿泊施設入館前情報共有シート

宿 泊 日	令和 年 月 日 ()		
学 校 名			
参加児童生徒数	名	引率教員数	名
学校責任者	(職名) (氏名)	(緊急連絡先)	
添 乗 員	(会社名) (氏名)	(緊急連絡先)	

<チェック事項>

- ① バス車中等、入館前の検温で
発熱している者はいません。 …… はい いいえ
※ 「いいえ」の場合は、宿泊施設に速やかに申告し、対応について相談
- ② バス車中等、入館前の健康観察で、咳・
倦怠感・息苦しさがあるなどの症状が …… はい いいえ
ある者、または疑わしい者はいません。
※ 「いいえ」の場合は、宿泊施設に速やかに申告し、対応について相談
- ③ 次の飛沫感染・接触感染防止への対策について、旅行前に説明及び周知
は完了しています。
- ・ 食事、入浴、就寝の時間以外でのマスク …… はい いいえ
の着用の徹底
 - ・ (食事、客室を除く) 館内での密になる …… はい いいえ
イベント、集合等の可能な限りの削減
 - ・ 手指の消毒、換気、定期的な検温の実施 …… はい いいえ
- ④ 同居の家族を含め、出発前の健康観察で、
感染症感染の疑いのある者はいません。 …… はい いいえ

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

修学旅行等の実施について（通知）

このことについては、令和2年9月18日付け教義第680号通知、令和3年（2021年）4月19日付け教高第159号通知及び令和3年（2021年）4月28日付け教義第132号通知に基づき対応いただいているところです。

緊急事態措置の終了に伴い、各学校において、延期していた修学旅行等を実施する中、気温の変化による体調不良を訴える児童生徒が多くなることも想定されますが、特に旅行先において児童生徒等に発熱の有無にかかわらず風邪症状があった場合などは、保健所や医療機関に相談し、その指示に従い対応することが重要であることから、今後、修学旅行などの宿泊を伴う行事を実施する場合は、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」（令和3年（2021年）2月2日付け事務連絡）の内容も踏まえ、改めて次の点に留意の上、対応願います。

なお、本通知をもって、令和2年9月18日付け教義第680号通知を廃止します。

記

1 事前の対応

- ・児童生徒及び同居家族の健康観察を徹底することや、出発前に発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、可能な限り保護者に受診を勧め、医療機関等の指示に従うことについて理解を求めること。
- ・旅行中に濃厚接触者及び感染者が発生した場合、又は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合などに備え、事前に十分シミュレーションし、当該児童生徒や他の児童生徒への対応、現地の保健所・医療機関の連絡先を含めた緊急連絡体制、教職員の役割分担等を明確にするとともに、それらの情報について旅行業者と十分に確認をすること。
- ・参加同意書については、保護者や児童生徒に対して、事前に具体的な感染症対策、旅行実施中の発症者発生時の対応などについて丁寧な説明を行った上で提出を求めること。

2 旅行中の対応

- ・旅行中の児童生徒の体調変化に留意すること。特に、宿泊施設に入館する前のバス車中等においては、児童生徒の検温・健康観察を行い、別添「修学旅行等における宿泊施設入館前情報共有シート」を活用し、宿泊施設と共有するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、速やかに申告し、対応について相談すること。
- ・万が一、旅行中に児童生徒等が感染者・濃厚接触者であることが判明した場合、又は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、事前の準備に基づき、ただちに現地の保健所・医療機関に相談し、その指示に従い対応すること。なお、抗原簡易キットを使用する場合においても、検査結果を保健所・医療機関に報告し、その指示に従い対応すること。
- ・上記の情報については、速やかに宿泊施設や交通機関、教育局、市町村教育委員会、

旅行業者等と共有し、当該児童生徒等への対応や、旅行の継続の可否について適切に判断し、学校のみで判断することのないようにすること。

- ・ 宿泊施設、交通機関の利用に当たっては、施設等が定める規約等を遵守すること。

3 事後の対応

- ・ 健康観察を徹底し、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、保健所・医療機関に相談し、その指示に従い対応すること。
- ・ 帰着後、児童生徒等が感染者や濃厚接触者であることが判明した場合、保健所の助言のもと、旅行業者と連携し、宿泊先や見学先にその旨を連絡するなど、適切に対応すること。

4 その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症には誰もが感染する可能性があることから、感染者や濃厚接触者、その家族等に対する偏見や差別につながるような行為は許されるものではないことについて、繰り返し周知すること。
- ・ 不測の事態が生じ、判断や対応が困難な場合は、速やかに教育局に相談すること。

(義 務 教 育 課)

(高 校 教 育 課)

(特 別 支 援 教 育 課)

修学旅行等における宿泊施設入館前情報共有シート

宿 泊 日	令和 年 月 日 ()		
学 校 名			
参加児童生徒数	名	引率教員数	名
学校責任者	(職名) (氏名)	(緊急連絡先)	
添 乗 員	(会社名) (氏名)	(緊急連絡先)	

<チェック事項>

- ① バス車中等、入館前の検温で
発熱している者はいません。 …… はい いいえ
※ 「いいえ」の場合は、宿泊施設に速やかに申告し、対応について相談
- ② バス車中等、入館前の健康観察で、咳・
倦怠感・息苦しさがあるなどの症状が …… はい いいえ
ある者、または疑わしい者はいません。
※ 「いいえ」の場合は、宿泊施設に速やかに申告し、対応について相談
- ③ 次の飛沫感染・接触感染防止への対策について、旅行前に説明及び周知
は完了しています。
- ・ 食事、入浴、就寝の時間以外でのマスク …… はい いいえ
の着用の徹底
 - ・ (食事、客室を除く) 館内での密になる …… はい いいえ
イベント、集合等の可能な限りの削減
 - ・ 手指の消毒、換気、定期的な検温の実施 …… はい いいえ
- ④ 同居の家族を含め、出発前の健康観察で、
感染症感染の疑いのある者はいません。 …… はい いいえ

事 務 連 絡
令和4年（2022年）9月16日

各 教 育 局 教 育 支 援 課 長
各 道 立 高 等 学 校 副 校 長 ・ 教 頭 様
北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 副 校 長

学 校 教 育 局 高 校 教 育 課 課 長 補 佐

「修学旅行実施に関するQ&A」の更新について

このことについては、令和3年（2021年）10月18日付け事務連絡の別添として送付したところですが、「修学旅行実施に関するQ&A」を別添のとおり更新しましたので、送付します。

修学旅行の実施に当たっては、本Q&Aを参考にし、関係機関等と綿密な打合せの上、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すようお願いいたします。

修学旅行実施に関するQ&A [令和4年9月16日更新]

1 見学旅行の実施に関する判断等について

(基本的な考え方)

Q1 見学旅行は基本的に実施するというだけでよいか。

- 見学旅行は、学習指導要領に定める特別活動の学校行事の一つとして各学校において計画・実施されるものであり、生徒たちにとってかけがえのない貴重な思い出となる教育効果の高い活動であるため、適切な感染防止対策を講じた上で、保護者などの御理解・御協力を前提とし、原則として実施すること。なお、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実施時期や旅行先の変更、日程の短縮等が考えられること。また、旅行先は道内も考えられること。

(中止の判断)

Q2 見学旅行の中止という選択肢はあるか。

- 旅行・集団宿泊的行事として宿泊研修を実施している道立学校については、見学旅行は、実施時期や旅行先等の変更を行ってもなお、実施が難しい場合は、中止という選択肢もやむを得ないこと。なお、中止を検討する場合は、速やかに所管する教育局と協議すること。

(旅行先の決定)

Q3 旅行先や宿泊先を決定するに当たって考慮すべきことは何か。

- 旅行先や宿泊先を決定するに当たっては、次の条件を満たしていることを確認すること。
 - ・旅行先や宿泊先の自治体が修学旅行の受入れを行っていること。
 - ・保護者や生徒に対して現地の状況や感染症対策について十分説明した上で、見学旅行の実施について理解を得られていること。

(実施の判断)

Q4 旅行の実施を判断するために必要なことは何か。

- 旅行の実施を判断するに当たっては、次の条件を満たしていることを確認すること。
 - ・旅行先や宿泊先の自治体が修学旅行の受入れを行っていること。
 - ・保護者や生徒に対して現地の状況や感染症対策について十分説明した上で、見学旅行の実施について理解を得られていること。
- 臨時休業の措置を講じている学級等は、感染拡大防止の観点から、見学旅行の実施ができないこと。
- 当該学年以外の学年において臨時休業を講じるなど、学校の一部で臨時休業の措置を講じている場合は、見学旅行の実施について、学校医の助言を得た後、教育局に相談すること。

2 見学旅行の実施に向けた留意事項等について

(旅行の計画等)

Q5 感染拡大防止を図りながら、旅行を計画する上で配慮すべきことは何か。

- 一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第5版)」等を参考に旅行業者等と緊密に連携し、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図る計画を立てること。

(旅行マニュアル等の作成)

Q6 旅行マニュアル等を作成するに当たっての留意事項は何か。

- 例年作成しているマニュアルに加えて、旅行業者等との連携のもと、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第5版)」を踏まえた危機管理マニュアルを作成すること。その際、次の事項は確実に確認できるようにすること。
 - ・利用施設や各活動における感染防止対策
 - ・移動のために使用する、交通機関等の感染防止対策
 - ・旅行中の生徒及び引率教員の健康管理対策
 - ・旅行先で生徒及び引率教員の感染や感染の疑いが確認された場合の対応
 - ・滞在地の保健所や病院等の連絡先
 - ・急遽、予定を変更、又は中止せざるを得ない場合の対応 など

Q7 現地の病院での受入れが不能の場合、どのように対応するか。

- 事前に旅行業者を通じて、医療体制についての確認をしておくこと。ただし、日々病床の利用状況等が変動していることを念頭に置き、現地の「受診・相談センター」の電話番号を事前に把握しておくこと。

(生徒への指導・配慮)

Q8 実施に当たって、生徒への指導上、配慮すべき事項は何か。

- 生徒一人一人に「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策をしっかりと理解させた上で注意事項等の指導の徹底を図ること。
- 旅行の実施に不安等を抱く生徒に対しては、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなどの心のケア等に配慮すること。

(保護者への配慮等)

Q9 実施に当たって、保護者に対して配慮すべき事項は何か。

- PTA役員(学年PTA役員)等に対して、事前に見学旅行の実施について、実施要項等を説明するなどして理解を得ること。
- 保護者説明会をできる限り早期に開催し、実施要項や感染防止策等を丁寧に説明し、保護者の不安や心情に配慮すること。また、事前の個別相談等へも丁寧に対応すること。
- 保護者に同意書の提出を求める際の様式は、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第5版)」の例文を参考に各学校で作成すること。

(不参加の場合の取扱い)

Q10 見学旅行の参加に際して、新型コロナウイルスの感染に不安等を抱く生徒の欠席の取扱いはどうなるのか。

- 保護者から欠席させたい事情をよく聴取した上で、見学旅行先で講じる感染症対策について十分説明するとともに、見学旅行の趣旨についてご理解を得るよう努めること。
- その上で、保護者や生徒が不安を抱え、参加を見合わせた場合は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないこと。

(引率教員等への配慮等)

Q11 引率教員等への指導上、配慮すべき事項は何か。

- 旅行に係る危機管理マニュアルについて、引率教員のみならず全教職員で共有するなど、旅行に当たっての感染防止対策に全校的に取り組むこと。
- 健康面等で不安を抱える引率教員がいることも考えられることから、教職員への心のケア等について配慮すること。

3 健康観察について

(生徒への指導・配慮)

Q12 生徒への指導上、配慮すべき事項は何か。

- 旅行前の2週間と旅行後の2週間は検温等の健康管理を徹底するとともに、令和3年10月13日付け教健体第718号通知に基づき、「修学旅行用“さあチェック”」を活用し、旅行前及び旅行中の生徒の体調及び行動等の把握を行うこと。
- 旅行当日に発熱等の風邪症状があるときは、参加を見合わせるよう、事前に保護者も含めて指導すること。なお、学校の所在する地域の感染状況について事前に管轄の各市町村の保健所等とも確認しておくこと。

Q13 家族に感染者がいる場合はどうするのか。

- 当該生徒が同居する家族が感染者となった場合は、基本的に濃厚接触者に当たるため、保健所による当該生徒の疫学調査の判定やPCR検査の結果、保健所等の指導等を踏まえ、旅行への参加の可否を判断すること。

(保護者への指導・配慮)

Q14 保護者に対して配慮すべき事項は何か。

- 旅行前の2週間と旅行後の2週間は検温等の健康管理を徹底するよう指導すること。
 - 旅行中に発熱等の風邪症状がみられたり、感染や感染の疑いが確認された場合の対応を説明し、理解を得ること。
- (引率教員等への配慮等)

Q15 引率教員等への指導上、配慮すべき事項は何か。

- 旅行前の2週間と旅行後の2週間は検温等の健康管理を徹底するよう指導すること。
- 旅行当日に、発熱等の風邪症状があるときには引率教員を変更するなどの対応ができるよう準備しておくこと。

4 旅行中の対応等について

(旅行中に同居の家族の濃厚接触者となった生徒及び教職員の対応)

Q16 旅行中に、生徒及び教職員が、同居している家族の濃厚接触者となった場合、どのような対応が必要か。

- 当該生徒及び引率教員の同居の家族が居住する地域を所管する保健所等の指示に従うこと。

(生徒及び引率教員の健康管理等)

Q17 旅行中の健康管理等でどのような配慮が必要か。

- 生徒及び引率教員は、起床後や就寝前のほか、施設や宿泊先への入館時等において検温等を実施し、こまめに健康状態の把握に努め、体調不良者がいる場合は宿泊先に事前に連絡をするなど、適切に対応すること。さらに、旅行中はマスクの着用や手洗いの励行など感染防止の徹底を図ること。
- 熱中症については、令和4年(2022年)7月27日付け教健体第462号通知「熱中症対策の更なる強化について」を踏まえ、適切に対策を行うこと。

(交通機関における感染防止対策等)

Q18 交通機関の座席配置により、隣同士と1m確保できない場合はどのように対応するか。

- 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第5版)」を踏まえ、旅行業者と連携の上、旅行業者やバス会社ごとの順守すべき基準の有無や対応策について確認し、感染症対策について新しい生活様式等も勘案しながら、業者等と十分協議すること。なお、1m以上離れることができない場合は、可能な限りの距離をとることやマスクの着用、換気、会話を控えることなどを徹底すること。

(宿泊先における感染防止対策等)

Q19 宿泊施設の1部屋の定員はどのように考えたらよいか。

- 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」及び「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第5版)」に沿って、事前に旅行業者に確認の上、各宿泊施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用となるようにすること。

(生徒及び引率教員の健康管理等)

Q20 旅行中に、生徒又は教職員に発熱等の風邪症状がみられた場合、それ以降の旅行の継続は可能か。

- 旅行中、生徒又は教職員に発熱等の症状が確認された場合は、現地の医療機関や「受診・相談センター」及び保健所に相談し、各機関の指示に従うこと。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがあり医療機関を受診することとなった場合は、管轄保健所と医師の判断に従い、発症者と濃厚接触者等への対応を行うこと。また、それらの関係者の意見を参考に、旅行業者等と事後の行程に関する検討を行うこと。

Q21 旅行中に、生徒又は教員が発熱した場合に、しばらく様子を見ることは可能か。

- 旅行中、発熱の有無にかかわらず風邪症状が有る場合は、速やかに現地の保健所や医療機関に相談すること。

Q22 旅行中に、生徒又は教員の感染が判明した場合、どのような対応が必要か。

- 感染の可能性のある者をリストアップし、対応について、宿泊地や見学地を所管する保健所や医療機関に相談し、その指示に従うこと。
- なお、現地の保健所や医療機関に相談することが困難な場合は、学校医や現地の相談センター等に相談し、その指示に従うこと。

Q23 保護者が、発熱した生徒の迎えが不可能な場合、どのように対応するか。

- 旅行先で発熱等の症状が出た場合は、保健所や医療機関の指示に従う必要があることなどから、原則として、保護者に迎えに来ていただくことが大前提であることを、保護者に対して事前に確認しておくこと。また、留め置きした場合の生徒の宿泊や移動の費用、保護者の費用は保護者が負担（旅行保険の適用が可能な場合あり）することになるので、併せて確認しておくこと。
- 保護者がすぐに対応できない場合は、宿泊先の別室待機等とすること。
- 別室対応ができるかどうかなど、緊急時の対応についても必ず事前に旅行業者を通じて宿泊先に確認しておくこと。
- 発熱の状況や体調によっては、医師の判断に従うこと。また、保護者と十分に相談し対応すること。
- 併せて、こうした状況に対応できる保険について事前に旅行業者と検討すること。

Q24 発熱した生徒はどのように帰宅させるか。

- 交通手段は現地の保健所（又は診断した医師）と保護者とで相談して決めること。また、公共交通機関を使って帰宅してよいか、または現地に滞在するのかなどのその後の行動の決定、旅費や宿泊費等の負担などについても、現地の保健所、保護者及び旅行業者とで相談し、対応を検討すること。

Q25 生徒の医療機関への緊急搬送等に要した費用は、どのように扱われるか。

- 事前に旅行業者に保険の適用等について確認すること。
- その他、負担方法等については、個別の事案に応じて判断すること。

Q26 新型コロナウイルス感染症により、重症化するリスクがある生徒の事前把握の方法及び対応はどのように行うのか。

- 事前の健康調査で、食物アレルギーや既往症に加えて、新型コロナウイルス感染症による重症化リスクの可能性も事前に把握し、主治医の見解及び当該生徒、保護者の意向を確認の上、学校との協議により参加の可否を検討すること。

(自主研修及び代替活動の留意事項等)

Q27 自主研修中の留意事項についてはどのようなことがあるか。

- 自主研修については、教員が帯同して行うコース別やクラス別の研修の他、生徒同士のグループ別の研修を可能とするが、グループ別の研修を行う際は、生徒の事前指導を徹底し、旅行業者と連携のもと、訪問先の感染症対策の状況を確認した上で、当日の教員の巡回・連絡態勢を整えるなど、生徒の状況を把握できるよう工夫すること。
- 自主研修の実施に当たっては、可能な範囲で「3密」を避け、手洗い、消毒等の定期的な励行を呼びかけること。万が一感染した場合を考慮して、行動経路や範囲・時間について綿密に計画し、当日変更した場合にはその内容についても記録すること。
- 当該生徒及び保護者の意向も踏まえた上で、厚生労働省の接触確認アプリの活用も考えられること。

5 その他

Q28 帰着後、生徒に新型コロナウイルス感染症陽性者が出た場合、どのような対応が必要か。

- 保健所の助言のもと、旅行業者と連携し、宿泊先や見学先に陽性者が出た旨、連絡すること。